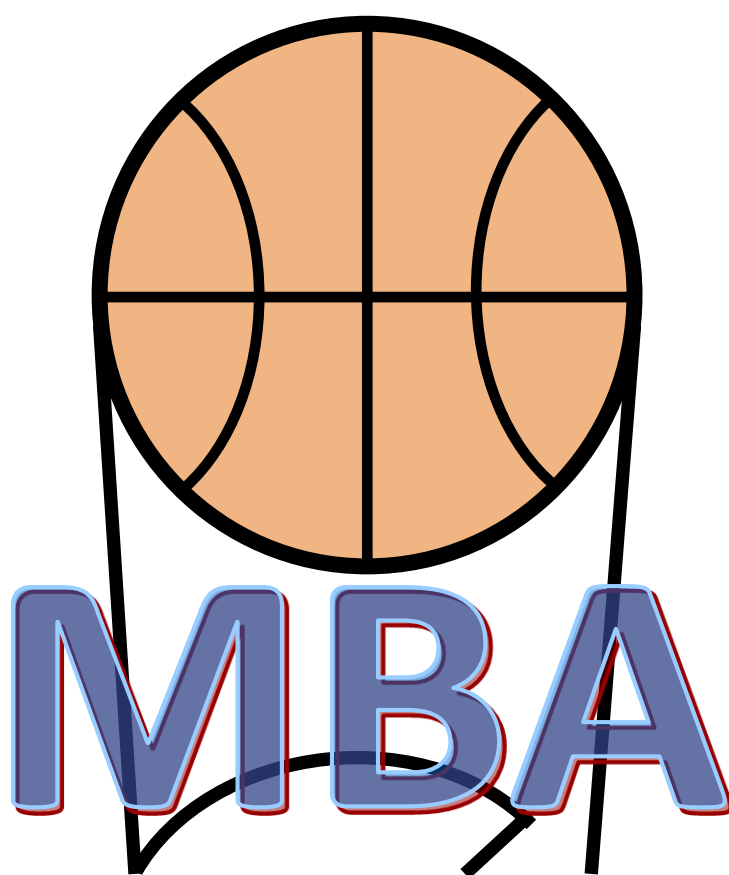


むつ市バスケットボール協会

令和4年度定時総会



日時：令和4年4月7日（木）

# 令和4年度定時総会次第

1 開会のことば

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議案審議

(1) 令和3年度事業実績及び決算の承認について

(2) 令和4年度事業計画及び予算について

5 その他

・個人協賛金・企業広告のお願いについて

6 閉会のことば

**令和3年度 事業報告**  
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	期 日	会 場	大 会 名
U 12	6/19～20	むつマエダアリーナ	東北電力旗第33回東北ミニバスケットボール大会下北地区予選大会
	8/28～29(中止)	市内小学校体育館	学年別フレッシュマン交流会兼 U8 U10 エンデバーキッズバスケ教室
	9/19～20(中止)	むつマエダアリーナ	第17回むつ市バスケットボール協会(MBA)会長杯争奪ミニバスケットボール交歓大会
	10/9～10	大畑町体育館 他	石田旗争奪第36回ミニバスケットボール下北選手権大会
	11/20～21	むつマエダアリーナ	第46回青森県スポーツ少年団フェスティバルミニバスケットボール競技兼第53回全国大会兼第6回青森県ミニバスケットボール予選会下北地区代表選考会
	1/22～23 2/6	むつマエダアリーナ	金澤杯争奪第40回むつ下北地区バスケットボール祭
U 15	4/29	むつマエダアリーナ	下北地方中学校春季バスケットボール大会兼県大会予選
	6/12～13	むつマエダアリーナ	下北地方中学校体育大会夏季大会
	10/2	むつマエダアリーナ	第61回むつ市民体育大会
	10/3	むつマエダアリーナ	第2回全国U15バスケットボール選手権大会青森県むつ下北地区予選
	10/23～24	むつマエダアリーナ	下北地方中学校体育大会秋季大会
	12/19	東通中学校	下北地区ウィンターカップバスケットボール強化試合
	2/5～6	むつマエダアリーナ	金澤杯争奪第40回むつ下北地区バスケットボール祭
U 18	9/18～19(中止)	むつ工業高校体育館	むつ下北地区高校順位決定戦
	10/23～24	むつマエダアリーナ	第74回全国高等学校バスケットボール選手権大会青森県予選会
	1/30～31 2/6(中止)	むつマエダアリーナ	金澤杯争奪第40回むつ下北地区バスケットボール祭
社 会 人	5月～11月	むつマエダアリーナ	ナイターバスケットボール リーグ戦
	未定(中止)	未定	第71回北奥羽総合体育大会
	7/31～8/1(中止)	むつマエダアリーナ	第75回市町村対抗青森県民体育大会 むつ大会
	10/2	むつマエダアリーナ	第61回むつ市民体育大会
	未定(中止)	未定	青森県社会人大会
	1/29～30 2/6(中止)	むつマエダアリーナ	金澤杯争奪第40回むつ下北地区バスケットボール祭
そ の 他	4/9(紙面開催)	プラザホテルむつ	定時総会
	未定(中止)		むつ下北審判総会
	8月(中止)		C級審判指名合宿
	9月下旬～(中止)	市内高校	下北地区U16育成センター事業
	9月下旬～(中止)	市内中学校	下北地区U14育成センター事業
	未定(中止)	市内小学校	下北地区U12育成センター事業
	4月・10月・3月	むつマエダアリーナ	青森ワッツ公式戦
	未定(中止)	むつグランドホテル	金澤杯争奪第40回むつ下北地区バスケットボール祭懇親会

# 令和3年度 むつ市バスケットボール協会 事業会計監査報告

令和3年度の会計監査を実施した結果について、下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1 監査日時

- (1) 日 時 令和4年4月1日

### 2 監査事項

- (1) 事業実施に伴う予算に対する収支状況  
(2) 支出証拠書類・帳簿の記録状況

### 3 監査の結果

- (1) 実施事業及び予算の執行について適切である。  
(2) 帳簿及び支出証拠書類を精査した結果、内容について適正である。

令和 4 年 4 月 1 日

むつ市バスケットボール協会

監事 鎌田 保

監事 荒谷 克男

# 令和3年度 事業決算書

むつ市バスケットボール協会

## 《収入の部》

No	科目	予算額	決算額	決算-予算	備 考
1	登録料	74,000	58,000	-16,000	ミニ 26,000 中学12,000 高校16000 一般4000
2	負担金収入	40,000	50,000	10,000	会長・副会長 4名分
3	事業収入	200,000	12,394	-187,606	全国ミニバス予選会1510 東北電力旗5591 石田旗 5,293
4	企業広告料	200,000	335,000	135,000	全41社
5	個人協賛金	30,000	50,000	20,000	19名
6	雑収入	27,101	5	-27,096	決算利息8月2円 2月3円
単年度収入計		571,101	505,399	-65,702	
前年度繰越金		528,899	528,899	0	
収入合計		1,100,000	1,034,298	-65,702	

## 《支出の部》

No	科目	予算額	決算額	決算-予算	備 考
1	総務部活動費	30,000	7,811	22,189	ホームページ運営費・事務費
2	審判部活動費	260,000	103,760	156,240	講習会・研修会・審判派遣
3	競技部活動費	250,000	63,785	186,215	金澤杯46,798 市民大会16,987
4	強化育成部活動費	230,000	120,000	110,000	わかたかミニバス全国大会出場 遠征補助
5	会議費	30,000	20,000	10,000	総会
6	慶弔費	40,000	25,000	15,000	副会長畑山琢史逝去 香典 盛花 石田文次逝去
7	登録費	10,000	7,000	3,000	むつ市体育協会負担金
8	備品購入費	40,000	0	40,000	
9	賛助金支出	0	0	0	
10	積立金支出	200,000	200,000	0	将来的事業展開対応積立
11	予備費	10,000	0	10,000	
支出合計		1,100,000	547,356	552,644	

## 《総括の部》

前年度繰入額	当年度収入発生額	当年度支出発生額	次年度繰越額	備 考
528,899	505,399	547,356	486,942	令和3年度事業財源へ繰り越す

## 令和3年度積立金処分書

むつ市バスケットボール協会

### 《積立額》

令和3年3月31日現在繰越積立金	482,637
令和3年度内予算執行による積立金	200,000
受取利息	7
<hr/>	
積立額合計	682,644

### 《処分額》

<hr/>	
処分額合計	
未処分積立金額（令和4年3月31日現在）	<u>682,644</u>
内訳 つみたて預金通帳（みちのく銀行）	682,644

## 令和4年度 事業予算書(案)

むつ市バスケットボール協会

### 《収入の部》

No	科目	3年度予算額	4年度予算額	4年度-3年度	備 考
1	登録料	74,000	60,000	-14,000	ミニ24000 中学14000 高校12000 一般10000
2	負担金収入	40,000	40,000	0	(会長)大瀧次男、(副会長)大石清、畑山源悦、磯沼睦夫 4名分
3	事業収入	200,000	150,000	-50,000	ナイター 金澤杯他
4	企業広告料	200,000	300,000	100,000	40社
5	個人協賛金	30,000	40,000	10,000	
6	雑収入	27,101	23,058	-4,043	
<b>単年度収入計</b>		<b>571,101</b>	<b>613,058</b>	<b>41,957</b>	
<b>前年度繰越金</b>		<b>528,899</b>	<b>486,942</b>	<b>-41,957</b>	
<b>収入合計</b>		<b>1,100,000</b>	<b>1,100,000</b>	<b>0</b>	

### 《支出の部》

No	科目	3年度予算額	4年度予算額	4年度-3年度	備 考
1	総務部活動費	30,000	30,000	0	記録整理・通信費等
2	審判部活動費	260,000	260,000	0	講習会、研修会
3	競技部活動費	250,000	250,000	0	MBA杯、金澤杯、市民大会
4	強化育成部活動費	230,000	230,000	0	外部指導者招聘等による強化、社会人強化費、中学校選抜強化費等
5	会議費	30,000	30,000	0	会議会場費
6	慶弔費	40,000	40,000	0	
7	登録料	10,000	10,000	0	むつ市体育協会登録費
8	備品購入費	40,000	40,000	0	
9	賛助金支出	0	0	0	
10	積立金支出	200,000	200,000	0	将来的事業展開対応積立 緊急時対応準備金 東北大会以上補助金
11	予備費	10,000	10,000	0	
<b>支出合計</b>		<b>1,100,000</b>	<b>1,100,000</b>	<b>0</b>	

### 《総括の部》

前年度繰入額	当年度収入発生額	当年度支出発生額	次年度繰越額	備 考
486,942	613,058	1,100,000	0	



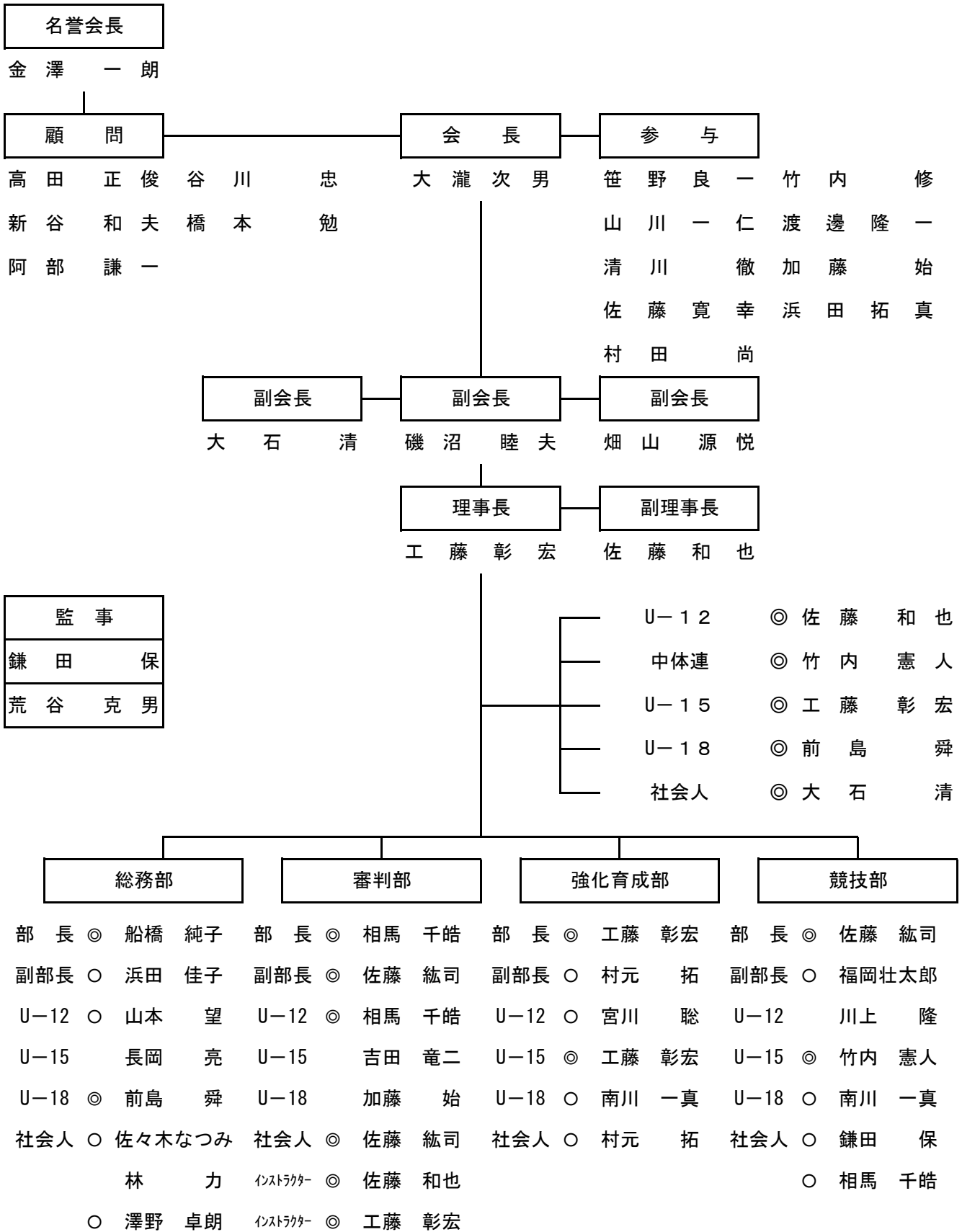


**令和4年度 事業計画**  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区分	期 日	会 場	大 会 名
U 12	4/30～5/1	大畑町体育館	石田旗争奪第37回ミニバスケットボール下北選手権大会
	6/18～19	むつマエダアリーナ	東北ミニバスケットボール大会下北地区予選大会
	7/24～25	むつマエダアリーナ	☆東北ミニバスケットボール大会青森県大会
	8/20～21	大畑町体育館 他	フレッシュマン交流会兼 U8 U10
	8/27～28	市内小学校体育館	下北地区 U12 育成センター事業
	9/17～18	むつマエダアリーナ	第18回むつ市バスケットボール協会(MBA)会長杯争奪ミニバスケットボール交歓大会
	11/19～20	むつマエダアリーナ	青森県ミニバスケットボール予選会下北地区代表予選会
	1/21～22 2/5	むつマエダアリーナ他	金澤杯争奪第41回むつ下北地区バスケットボール祭兼スポーツ少年団フェスティバルミニバスケットボール競技会 マサカリジャム
U 15	4/29	大畑町体育館	下北地方中学校春季バスケットボール大会兼県大会予選
	6/11～12	むつマエダアリーナ	下北地方中学校体育大会夏季大会
	9/10～11	むつマエダアリーナ	下北地方中学校体育大会秋季大会
	9/25	大畑町体育館	Jrウィンターカップ第3回全国U15バスケットボール選手権青森県大会下北地区予選
	12/24～25	むつマエダアリーナ	下北地区ウィンターカップバスケットボール大会強化試合
	2/4～5	むつマエダアリーナ	金澤杯争奪第41回むつ下北地区バスケットボール祭
U 18	9/3～4	むつマエダアリーナ他	むつ下北地区高校順位決定戦
	10/28～30	むつマエダアリーナ	☆第75回全国高等学校バスケットボール選手権大会青森県予選会(予定)
	1/28～29 2/5	むつマエダアリーナ他	金澤杯争奪第41回むつ下北地区バスケットボール祭
社 会 人	5月～11月	むつマエダアリーナ	ナイターバスケットボール リーグ戦
	未定	未定	☆第71回北奥羽総合体育大会
	7/ ～8/	未定	☆第75回市町村対抗青森県民体育大会
	10/21～23 予定	未定	☆第60回青森県社会人大会
	1/28～29 2/5	むつマエダアリーナ他	金澤杯争奪第41回むつ下北地区バスケットボール祭
そ の 他	4/	プラザホテルむつ	定時総会
	未定	未定	むつ下北審判総会
	8月	未定	C級審判指名合宿
	9月下旬～	市内高校	下北地区 U16 育成センター事業
	9月下旬～	市内中学校	下北地区 U14 育成センター事業
	未定	市内小学校	下北地区 U12 育成センター事業
	4月・10月予定	むつマエダアリーナ	青森ワッツ公式戦
	未定	むつマエダアリーナ	第62回むつ市民体育大会
	未定	むつグランドホテル	金澤杯争奪第41回むつ下北地区バスケットボール祭懇親会

☆県大会レベルの大会

# 令和4年度 むつ市バスケットボール協会 組織



(○会長指名理事)

# むつ市バスケットボール協会会則

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、むつ市バスケットボール協会（以下「本会」という）と称し、本部を会長の指定した場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、むつ下北地区におけるバスケットボール競技団体を統括代表するもので、アマチュアバスケットボールの健全な普及及び発展、バスケットボール技術向上及び競技団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 むつ下北地区各種バスケットボール大会の開催及び諸体育大会のバスケットボール競技への協力を行う。
- 二 バスケットボール技術を研究し、発展方策を調査・企画する。
- 三 青森県バスケットボール協会及びむつ市体育協会にむつ市バスケットボール界を代表して加盟する。
- 四 むつ下北地区バスケットボールの振興と強化普及のための各種講習会の開催及び指導者の育成に努める。
- 五 むつ下北地区のバスケットボールに関する審議会を開催する。
- 六 その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、むつ下北地区に在住するバスケットボール愛好者、競技団体（地区体協、チーム等）、及び賛助会員（以下「会員」という）をもって組織する。

## 第二章 役 員

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
理 事	9 名
会長指名理事	若干名
監 事	2 名

(会長)

第6条 会長は総会に於いて推挙し、本会を統括代表する。

- 2 副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(理事)

第 7 条 理事は下記に基づき選出し、総会の議決により会長が委嘱する。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| 一 U12、U15、中学生連盟、U18、社会人 | 各 1 名 |
| 二 第 16 条第 2 項に規定する専門部部长 | 各 1 名 |

2 会長は必要に応じて理事を若干名指名し委嘱することができる。(会長指名理事)

3 理事は、その互選により理事長を選出する。

4 理事長は、理事会決議に従い会務を執行する。

5 理事長は、副理事長を指名する。

6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、これを代行する。

7 緊急の事項で総会に諮る余裕のないときは、理事長がこれを執行できる。ただし、次期総会に報告し、承認を得なければならない。

(監事)

第 8 条 監事は、総会の議決により選出する。

2 監事は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(委嘱)

第 9 条 会長は、本会の功労者のうちから、総会の議決により名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問及び参与は、理事会、総会に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充及び増員による役員の任期は、その役員の残任期間とする。また、役員は任期満了後であっても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

## 第三章 会 議

### (総会)

第11条 総会は本会の議決機関であって、役員及び会員をもって構成する。

2 総会に付議されるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 予算及び決算
- 二 事業計画
- 三 役員を選出
- 四 会則の改正
- 五 その他重要事項

### (定時総会・臨時総会)

第12条 本会の定時総会は、毎年4月会長が招集し、出席会員の中から議長を選出する。理事会がその必要を認めたとき、または会員の多数から要求があったときは、臨時総会を開かなければならない。

### (総会の議決)

第13条 総会は複数の会員（委任状を含む）の出席によって成立する。

2 総会の議決は、出席会員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

### (理事会)

第14条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、理事長がその議長を務める。ただし、理事全体の3分の1以上が会議の目的を示して理事会の開催を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

### (理事会議決)

第15条 理事会の議決は出席理事の過半数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

### (部会)

第16条 目的を達成するため、本会に専門部会及び特別部会を設置することができる。各部の部員は、理事会が推薦し会長が委嘱する。ただし、各連盟の理事は専門部会並びに特別部会の部長を兼任することができる。

2 専門部会は次のとおりとする。部会の細則については、各部会規程による。

- 一 総務部
- 二 審判部
- 三 強化育成部
- 四 競技部

## 第四章 経理

(経費)

第17条 本会の経費は次のもので支弁する。

- 一 登録料
- 二 負担金（役員）
- 三 事業収入
- 四 補助金
- 五 寄付金
- 六 その他

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余処分)

第19条 会計年度に剰余金があるときは、次年度に繰り越す。

## 第五章 表彰

(表彰)

第20条 本会は、むつ下北地区バスケットボールの発展を目的とし、以下のところにより表彰する。

一 特別指導者功労賞

イ 本会に属し、地区を代表し全国大会において優勝したチームの指導者を表彰する。

二 指導者功労賞

イ 本会に属し、地区を代表し全国大会、東北大会、県大会において優秀な成績を収めたチームの指導者を表彰する。

ロ 地区チームを20年以上指導し、相当の実績を上げ地域の発展に寄与した者で、バスケットボール関係者の推薦を得た者を表彰する。

三 役員功労賞

イ 本会の役員を務め、本会運営及び発展に特に功労のあった者については、感謝状を贈る。

ロ 表彰の重複を避けることを原則とするが、過去の表彰と異なる理由で表彰する場合は、この限りでない。また、この賞は役員を退いたときに行うものとする。

四 その他の表彰

イ 本会発展のため、特別に功労のあった者を表彰する。

五 被表彰者と表彰時期は理事会の審議を経て決定する。

## 第六章 慶 弔

(慶弔)

第21条 本会は、役員及び会員で、功績のあった者に事故あるときは、これに弔意を表す。

2 役員及び会員が死亡したときは、本会より慶弔金を贈る。

一 役員が死亡したときは、金五千円を贈る。

二 役員及び会員が、本会事業中に死亡したときは、金一万円を贈る。

3 前項以外の者で、慶弔金、弔詞、弔電、供物を捧げる必要のある場合は、会長が理事会の議決を経て決定し、慶弔金はその都度これを定める。ただし、緊急を要するときは理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。この場合は、次の理事会において報告し、承認を得なければならない。

## 第七章 補 則

(補則)

第22条 本会則の条項は、総会において出席者の過半数の同意があれば、変更することができる。

第23条 次の事項に該当する者は、本会から除名することができる。

一 著しく本会の綱紀を乱し、また、著しく本会の体面を汚す行為のあった者

二 著しくスポーツマンシップに反する行為のあった者

附則 平成 8年 4月 1日 一部改正

附則 平成23年 4月16日 一部改正

附則 平成24年 4月13日 一部改正

附則 平成25年 4月12日 一部改正

附則 平成27年 4月10日 一部改正

附則 平成31年 4月12日 一部改正

## <細則> 各部規程

### 総務部規程

(名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、総務部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された総務部長（以下「部長」という）は、部員として若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第 3 条 部会はむつ市バスケットボール協会の運営に関わる諸業務を調整し、かつ主催する大会、事業について情報を広く提供し、協会の目的を達成させるべく広報活動に務め、会務を円滑に進めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業及び業務を行う。

- 一 会則第 11 条第 2 項の寸議事項について、調整をしなければならない。
- 二 各事業における協賛金並びに広告依頼方法を研究し、むつ下北地区内の企業及び個人へ広く依頼する。
- 三 行政広報機関、地方新聞社等へ大会結果や協会の取組み状況などの投稿依頼
- 四 むつ市バスケットボール協会 HP の創設と管理
- 五 各連盟、各部会と連携し、大会要項並びに結果を集約、管理する。

(会計)

第 5 条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

(議決)

第 6 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第 7 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 9 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 10 条 この規程の改正並びに、別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 24 年 4 月 13 日 より施行する 附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正



## 審判部規程

### (名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、審判部（以下「部会」という）を設ける。

### (組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された審判部長（以下「部長」という）は、日本バスケットボール協会公認審判員を部員として若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

### (目的)

第 3 条 部会はバスケットボール審判技術の向上と競技審判の運営を円滑にさせ、バスケットボール発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 審判員の養成と技術向上の研究
- 二 講習会、研修会の企画立案
- 三 その他必要と思われる事業

### (会計)

第 5 条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

### (議決)

第 6 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

### (任期他)

第 7 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 9 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 10 条 この規程の改正並びに、別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

附則 平成 23 年 4 月 16 日 一部改正

附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正

## 強化育成部規程

### (名称)

第1条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第16条第2項に基づき、強化育成部（以下「部会」という）を設ける。

### (組織)

第2条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第7条に基づき委嘱された強化育成部長（以下「部長」という）は、部員を若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

### (目的)

第3条 部会は、広く下北郡を中心としてバスケットボール競技向上、指導者育成と指導力向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 ミニから一般までの、一貫した強化計画の策定
- 二 強化事業の研究と実施 及び、結果をまとめ速やかに総務部へ提出する
- 三 指導者のライセンス取得の推進と養成
- 四 指導方法及び練習方法、講習会等の企画実施に係ること
- 五 その他必要と思われる事業

### (会計)

第5条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金及び、各種講習会の参加・登録料をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

### (議決)

第6条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

### (任期他)

第7条 部長及び部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第9条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第10条 この規程の改正並びに別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8年 4月 1日 一部改正 附則 平成27年 4月10日 一部改正

附則 平成23年 4月16日 一部改正 附則 平成29年 4月 1日 一部改正

附則 平成24年 4月13日 一部改正 附則 平成31年 4月12日 一部改正

## 競技部規程

(名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、競技部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された競技部長（以下「部長」という）は、部員を若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第 3 条 部会は、各種大会を円滑に運営し、バスケットボールの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 各種大会の運営に係る事項の研究・指導
- 二 ナイターリーグの開催とチーム数把握のための登録制実施に係る調査研究
- 三 試合会場の適否についての指導
- 四 施設設備の確認と指導
- 五 各種大会の記録をまとめ、速やかに総務部へ提出する
- 六 各種大会の在り方についての研究
- 七 その他必要と思われる事業

(会計)

第 5 条 各種大会運営費は、参加料、広告料、寄付金等の収入、並びにむつ市バスケットボール協会からの交付金をもって充てる。

2 この経費は招聘審判・役員等の旅費宿泊等に係る経費及び事業達成のために充てる。

3 各種大会終了後、部長は直ちに収支報告書を作成し、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

4 剰余金が発生した場合はむつ市バスケットボール協会の事業収入とする。尚欠損が生じた場合においては、むつ市バスケットボール協会の事業費として処理する。

(議決)

第 7 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第 8 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 10 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 11 条 この規程の改正並びに別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

附則 平成 24 年 4 月 13 日 一部改正

附則 平成 23 年 4 月 16 日 一部改正

附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正